

外国人留学生の就職促進について

(外国人留学生の就職に関する課題 等)

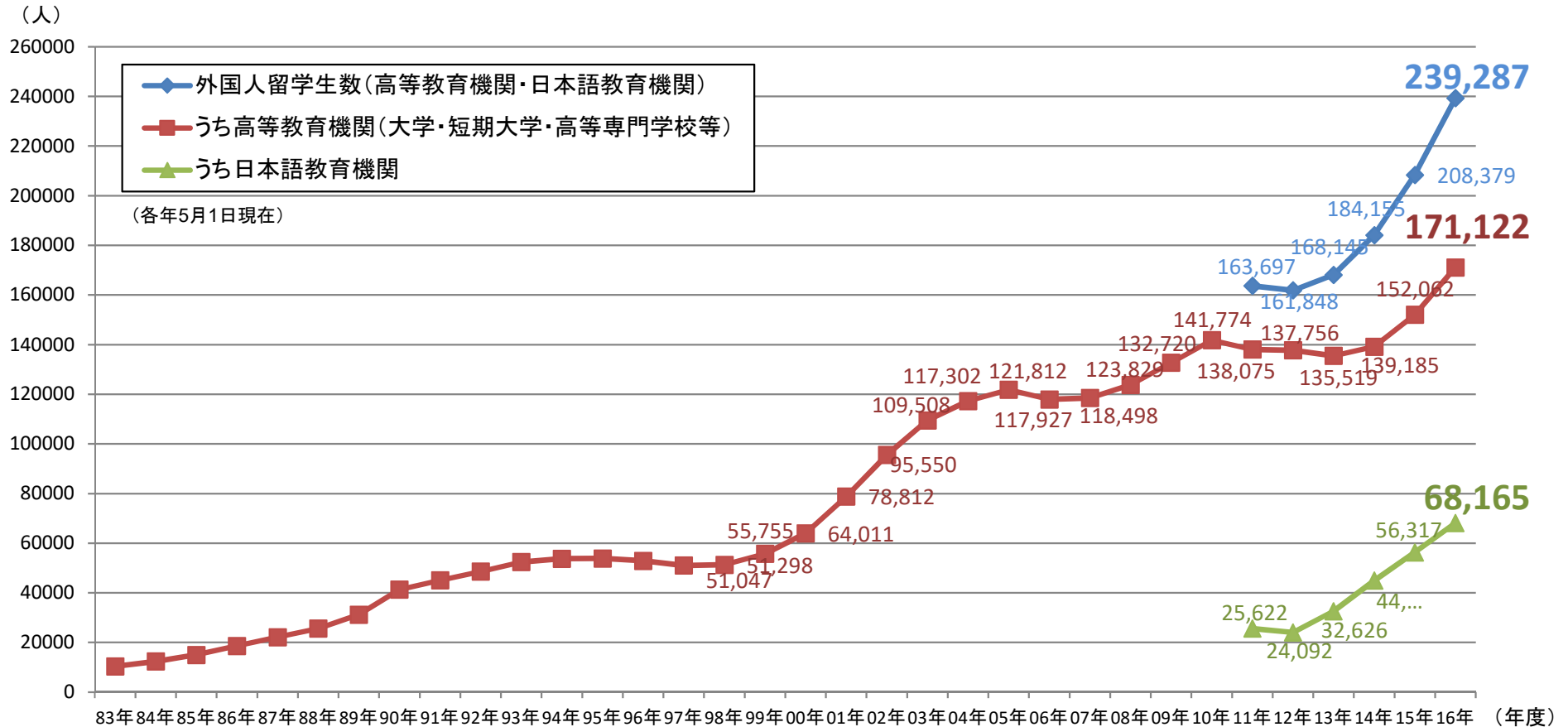
平成29年6月
文部科学省



文部科学省

外国人留学生数の推移

推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

2016年5月1日現在

出身国・地域別

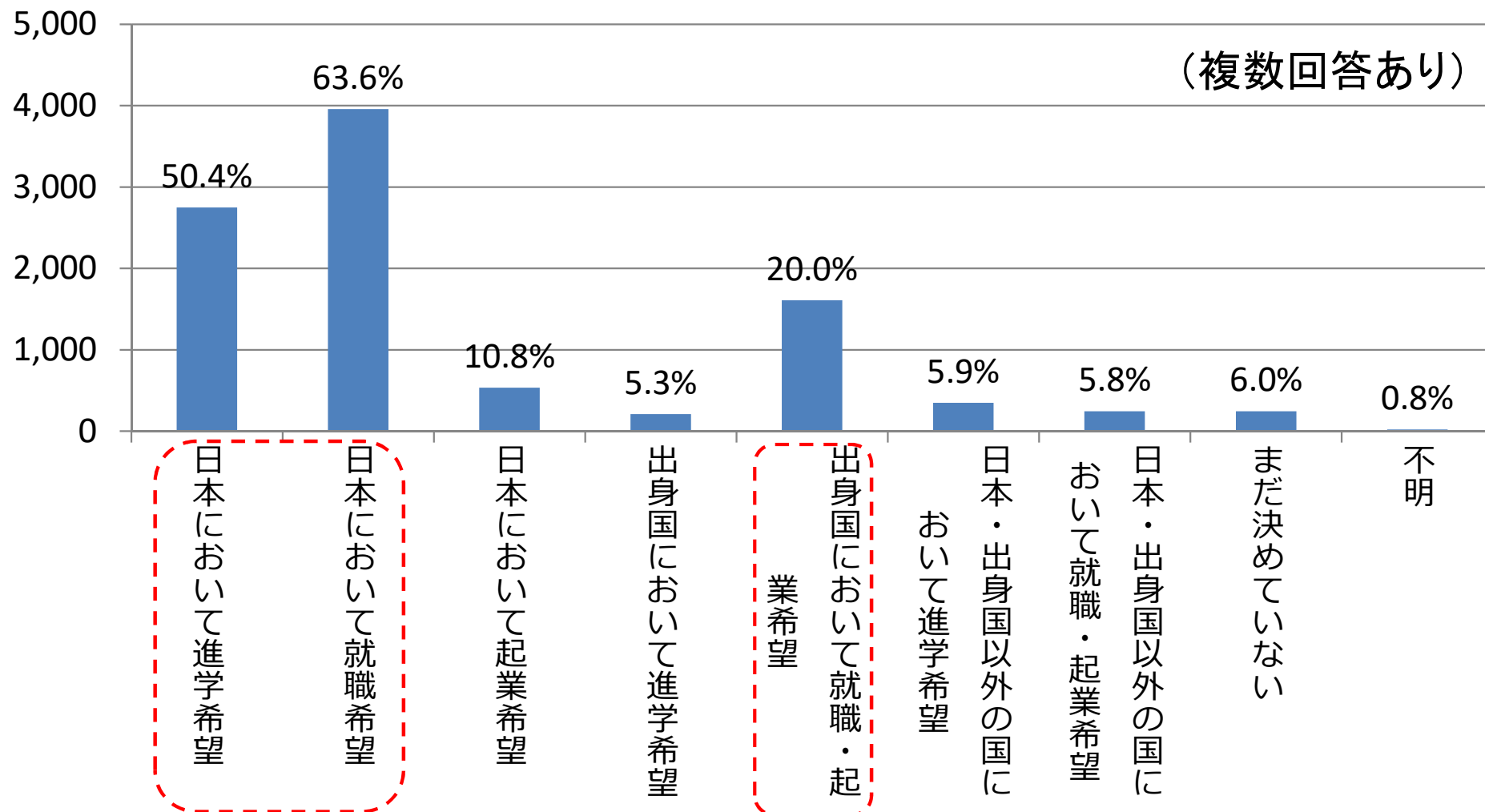
国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	98,483 (94,111)	4,372	スリランカ	3,976 (2,312)	1,664
ベトナム	53,807 (38,882)	14,925	ミャンマー	3,851 (2,755)	1,096
ネパール	19,471 (16,250)	3,221	タイ	3,842 (3,526)	316
韓国	15,457 (15,279)	178	マレーシア	2,734 (2,594)	140
台湾	8,330 (7,314)	1,016	その他	24,706 (21,756)	2,950
インドネシア	4,630 (3,600)	1,030	合計	239,287 (208,379)	30,908

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

卒業後の進路希望

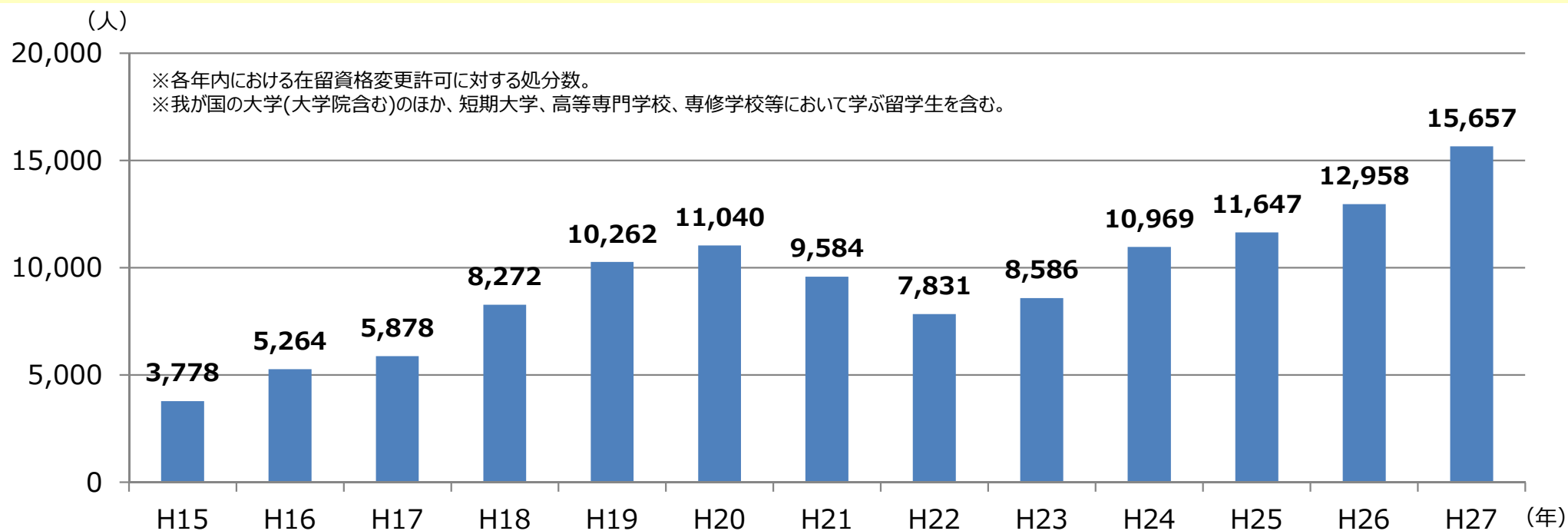
大半が、

- ・日本において就職したい
- ・日本において研究したい
- ・出身国において就職したい

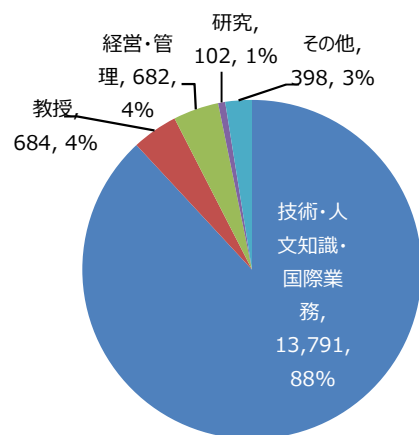


外国人留学生の就職の現状①

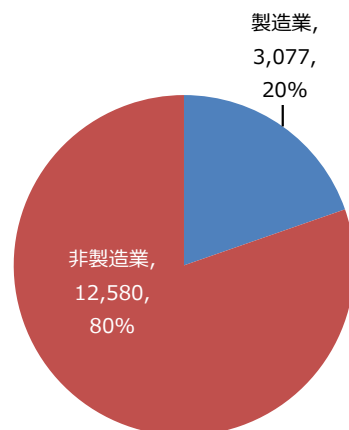
- 本邦の企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請に対して処分した数は増加傾向。
平成27年は前年比20.6%増で過去最高を記録。



○変更後の在留資格別



○業種別



○出身国・地域別

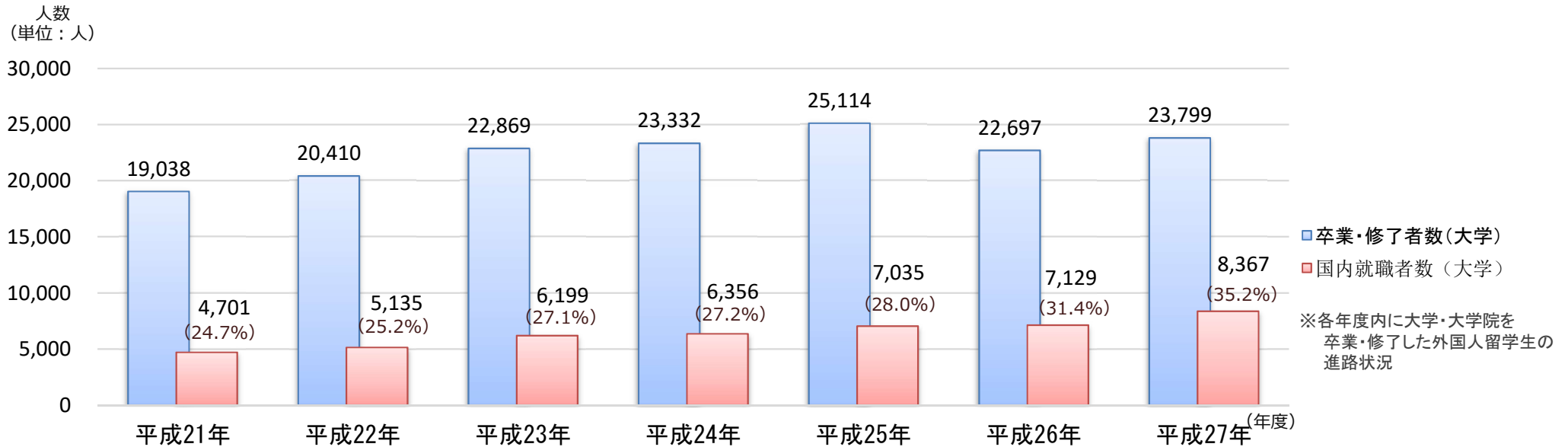
- ① 中国 9,847人 (前年比 1,500人, 18.0%増)
- ② 韓国 1,288人 (前年比 53人, 4.3%増)
- ③ ベトナム 1,153人 (前年比 542人, 88.7%増)
- ④ 台湾 649人 (前年比 135人, 26.3%増)
- ⑤ ネパール 503人 (前年比 225人, 80.9%増)

(出典) 法務省入国管理局「留学生の日本企業等への就職状況について」

外国人留学生の就職の現状②

- 外国人留学生の就職者数は近年増加しているが、留学生全体に占める割合は3割程度にとどまる。

○大学（学部・院）段階における外国人留学生の卒業・修了及び国内就職の推移



(出典)「平成27年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」
(平成29年4月(独)日本学生支援機構)

○大学（学部・院）を卒業・修了した外国人留学生の進路状況

平成27年度に大学（学部・院）を卒業・修了した者（23,799人）のうち、国内に就職した者は8,367人（約35%）。

(出典)「平成27年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」
(平成29年4月(独)日本学生支援機構)

○外国人留学生の就職支援に関する政府の方向性

「日本再興戦略改訂2016」（平成28年6月2日）において、外国人留学生の**日本国内での就職率**を現状の**3割から5割へ**向上させることを閣議決定。

○日本における就職を希望する外国人留学生の状況

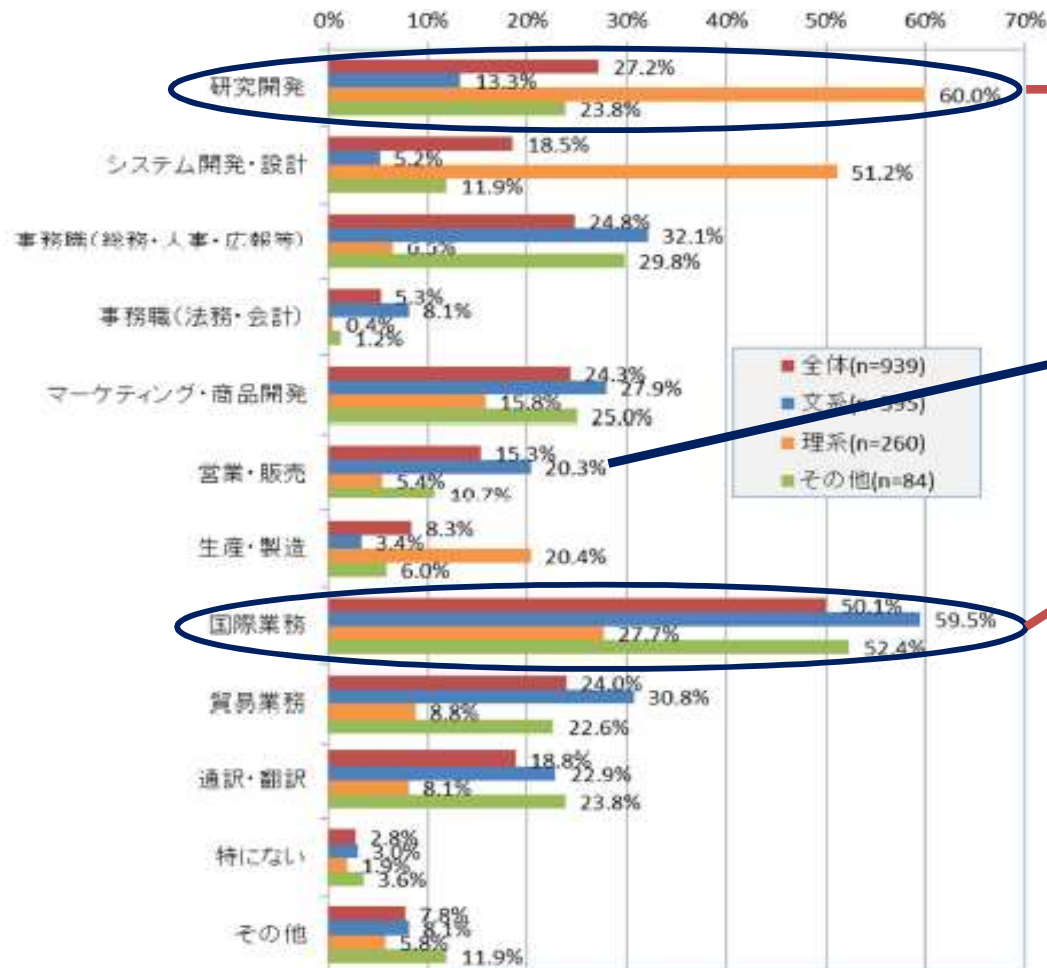
日本における就職を希望する外国人留学生は全体の約64%を占める。

(出典)「平成27年度私費外国人留学生生活実態調査」
(平成28年9月(独)日本学生支援機構)

外国人留学生の就職に係る課題(配属)

- ・留学生が希望する職種と実際に採用される職種とのズレの解消が課題。

留学生が希望する職種（専攻分野別）



採用した外国人留学生の主な職種



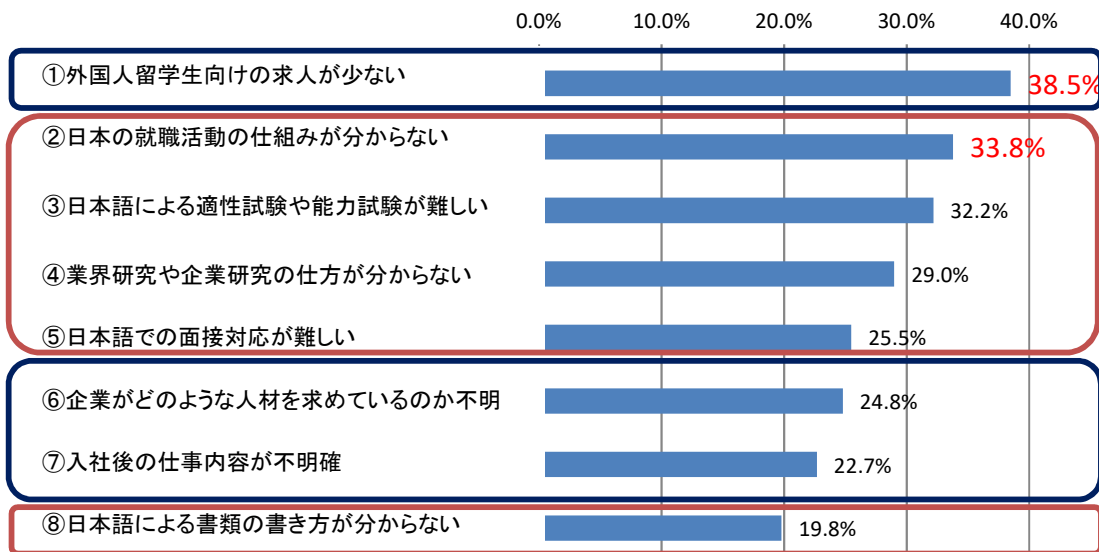
(右)出典:2015年5月 経済産業省「外国人留学生の就職及び定着に関する調査」
調査対象:5,000社(全上場企業約3,600社のうち従業員数上位2,500社及び非上場企業(約1,700社)のうち従業員数上位500社)
調査方法:アンケート調査(郵送)、調査時期:2014年2月16日～27日
回答社数535社

(左)出典:2015年5月 経済産業省「外国人留学生の就職及び定着に関する調査」
調査対象:2016年3月までに卒業・修了予定(学部3年生～4年生および修士1年生～2年生が対象))
調査方法:アンケート調査(インターネット)、調査時期:2014年2月16日～27日
回答者数:1,104名

外国人留学生の就職に関する課題

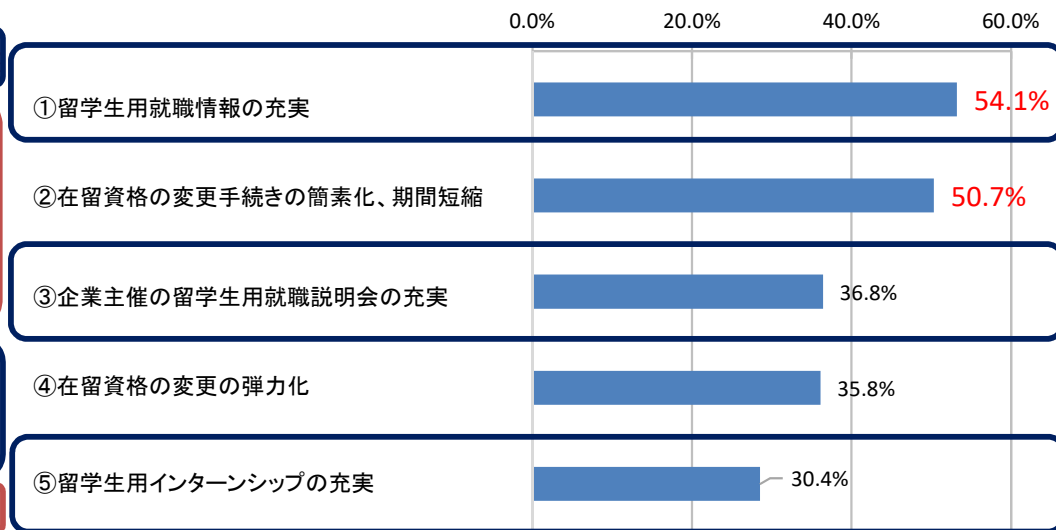
外国人留学生や高度外国人材へのアンケート調査（複数回答可）によると、就職活動上の課題として、
①日本式の就職方法指導や日本語の修得のための支援、②企業による留学生採用枠の拡大や採用枠の明示
③留学生向けの就職情報の充実等が挙げられている。

◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果



出典：「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」
2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

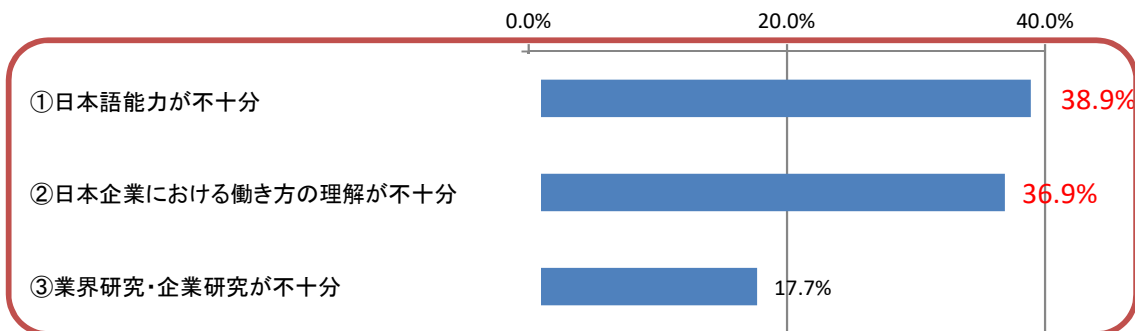
◆平成27年度私費外国人留学生生活実態調査



出典：「平成27年度私費外国人留学生生活実態調査」2016年9月（独）日本学生支援機構

一方、企業から見て、外国人留学生が就職活動で改善してほしい点は以下の通り。

◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果



出典：「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」
2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

企業側で努力が必要な事項

大学も協力ができる事項

外国人留学生の就職支援に関する閣議決定等

日本再興戦略改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等 2-3. 多様な働き手の参画（2）新たに講ずべき具体的施策

iv）外国人材の活用 ②外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指し、留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを各大学が設置するための推進方を速やかに策定し、また、企業との連携実績、インターンシップの実施計画等の観点に基づいた適切な認定等を受けた特別プログラムを修了した者については、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続きの際に必要な提出書類の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じた上、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。

加えて、留学生関係団体と連携した普及広報の強化や外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実を通じて、関係省庁が連携し外国人留学生の日本国内での就職を推進する。

グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ（平成28年5月20日対日直接投資推進会議決定）（抜粋）

2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策 （2）グローバル人材の呼び込み・育成

②外国人留学生の就職支援

2020年度までに、外国人留学生（学士、修士、博士）の我が国での就職率を5割に引き上げる（2013年度現在約3割）。そのため、以下の取組を行う。
・大学等において日本企業文化やビジネス日本語等を教える講座の開設を倍増させるとともに、インターンシッププログラムへの参加者数を増加させる。
そのため、外国人留学生のうち、大学における日本企業文化やビジネス日本語等講座、インターンシップ等の特別プログラムを修了した者に対して、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続きに必要な提出書類の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じたうえで、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。併せて留学生向け面接会の地方での開催や、外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実を図る。

未来投資戦略2017 ―Society 5.0の実現に向けた改革― （平成29年6月9日 閣議決定）（抜粋）

第2 具体的施策 Ⅱ Society 5.0に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出

3. 人材の育成・活用力の強化 （2）新たに講ずべき具体的施策

iv）外国人材の活用 ④外国人留学生の就職支援

ODA等を活用したアジアにおける高度外国人材育成・還流事業である「イノベティブ・アジア」事業により、本年度から2021年度までの5年間でアジアのトップレベル大学等の1,000人の優秀な人材に対し、本邦の大学院、研究機関等における理工学等科学分野の研究のための留学や日本国内の企業等でのインターンシップの機会を提供することを目指す。また、外国人留学生の日本国内での就職率を向上させるため、本年度から、外国人留学生を対象に、日本語教育、キャリア教育、中長期インターンシップ等を含む「留学生就職促進プログラム」を国内の12大学において実施するとともに、専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。あわせて、外国人留学生や海外学生の採用を検討している企業等に対しては、外国人雇用サービスセンター等において、雇用管理に関する相談支援やサマージョブ等に係る支援を実施し、外国人留学生等の就職を促進していく。

留学生就職促進プログラム

平成29年度予算額 3.6億円(新規)

事業概要

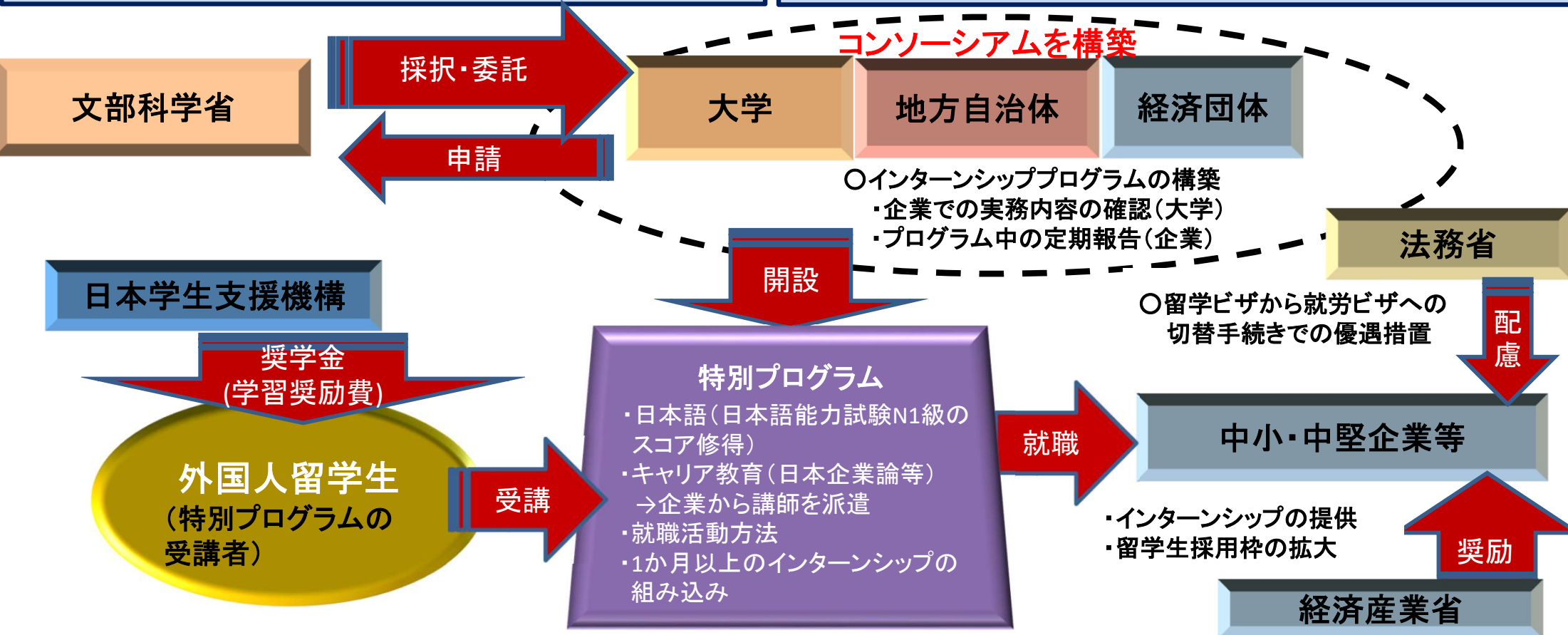
- 成長戦略における「外国人材の我が国企業への就職の拡大」に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「日本語能力」「日本での企業文化等キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。
- 実施拠点(12拠点): 北海道大学、東北大学、山形大学、群馬大学、東洋大学、横浜国立大学、金沢大学、静岡大学、名古屋大学、関西大学、愛媛大学、熊本大学
- 経費の支出例: インターンシップを行う企業の調整や日本語・キャリア教育を行う人員の経費、プログラム調整の旅費、事務費、等

背景

【日本再興戦略改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)】

- Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等
- 2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等 2-3. 多様な働き手の参画
- (2)新たに講ずべき具体的施策 iv) 外国人材の活用
- ②外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指し、留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを各大学が設置するための推進方策を速やかに策定し、(中略)来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。



地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 ～地(知)の拠点COCプラス～

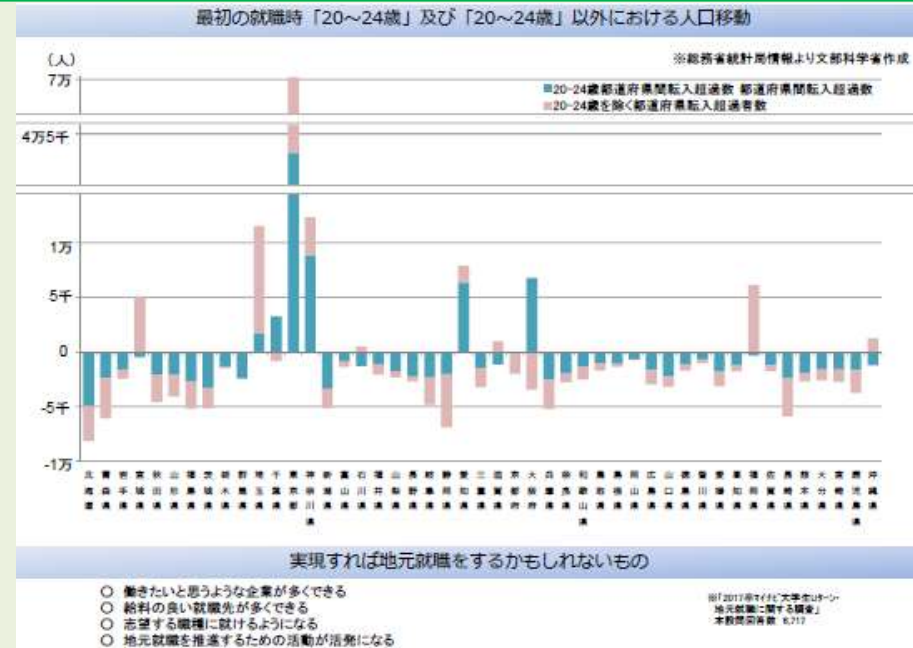
平成29年度予算額 36億円(平成28年度予算額 40億円)

【背景・課題】

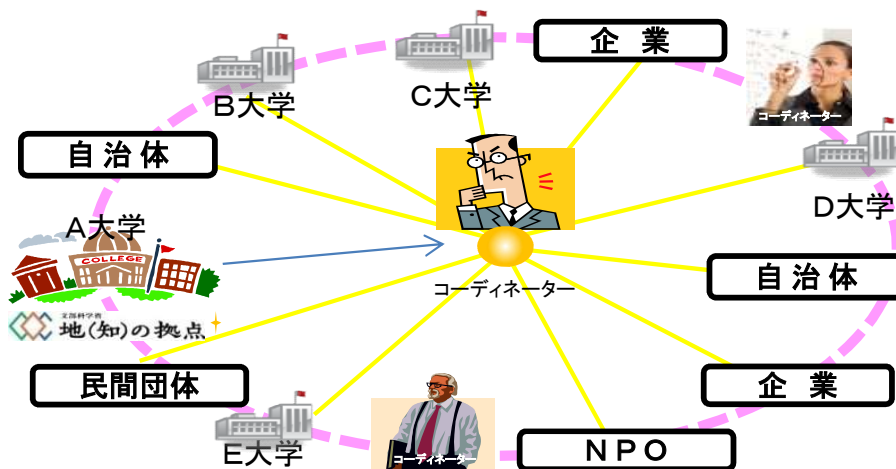
『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラルに陥ることが危惧されている。
地方／東京の経済格差拡大が、東京への一極集中と若者の地方からの流出を招いている。

【事業概要】

- 大学・自治体・企業等の各種機関が協働し、**学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓**するとともに**地域が求める人材を育成するための教育改革**を実行
- **COC+推進コーディネーターを配置し、事業協働地域の連携強化や取組の進捗を管理**
- 事業期間：平成27年度から最大5年間支援
- 選定件数：42件（参画大学等：計276校）



【COCの实施体制】



：事業協働地域

①事業協働地域の産業活性化、人口集積を推進するため、大学群、自治体、企業等の課題（ニーズ）と資源（シーズ）の分析

②①を踏まえた雇用創出・就職率向上の目標値設定

③地域が求める人材養成のための教育プログラムを実施するために必要な人的・物的資源の把握

④教育プログラムの構築・実施

【大学】

- 地域特性の理解（地域志向科目の全学必修）
- 専門的知識の修得と地域をフィールドとする徹底した課題解決型学修による地域理解力と課題発見・解決能力の修得等

【地方公共団体・企業等】

- 実務家教員の派遣
- 財政支援
- フィールドワークやインターシップ、PBL等を実施するための場の提供等

【成果】

- ・ 事業協働地域における雇用創出
- ・ 事業協働地域への就職率向上

➡ 若年層人口の東京一極集中の解消

「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度について(概要)

— Brush up Program for professional —

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定**

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている
 - ①実務家教員や実務家による授業 (専攻分野における概ね5年以上の実務経験)
 - ②双方向若しくは多方向に行われる討論 (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③実地での体験活動 (インターンシップ、留学や現地調査等)
 - ④企業等と連携した授業 (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

認定により、①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
 - 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- ⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

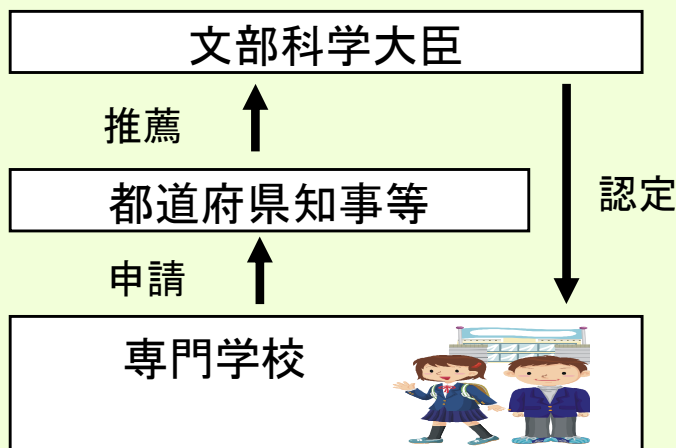
先導的試行としての「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度を創設

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

外国人留学生への就職支援((独)日本学生支援機構)

○就職支援事業

➤「外国人留学生のための就活ガイド」作成・配布

外国人留学生向けに、就職活動の準備から、エントリー、採用試験・内定から入社まで、在留資格の変更、就活体験談等、活動の時期に応じて必要な情報を掲載

※日本語版冊子のほか、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語に翻訳し、ホームページに掲載



➤ 外国人留学生の就職支援に関するガイダンス

大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施し、留学生に対するインターンシップや就職支援に関する事業説明や取組等を紹介